

四日市市告示第 31 号

四日市市公印規則（昭和 34 年四日市市規則第 8 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、電子計算機に記録した公印の縮小した印影を出力して使用するので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 2 日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 名称 三重県四日市市長印
- 2 寸法 方 10 ミリメートル
- 3 印影



- 4 使用区分 (1) 納入通知書「領収証書」（平成 28 年度分）
(2) 戻入通知書（納入済通知書）「領収証書」（平成 28 年度分）

(会計管理室)